



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

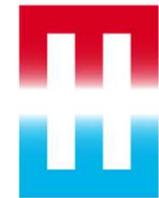
## 令和6年度介護報酬改正の概要

令和6年3月18日～22日  
介護サービス事業者集団指導研修  
広島県健康福祉局医療介護基盤課

# 目次



- 1 令和6年4月から義務化される事項について
- 2 令和6年度介護報酬改正により導入された減算規定について
- 3 令和6年度介護報酬改正事項への質問について

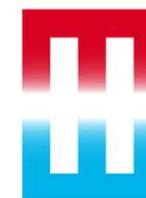


元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

## 1 令和6年4月から義務化される事項について

1. 感染症対策の強化
2. 業務継続に向けた 取組の強化
3. 認知症介護基礎研修の 受講の義務付け
4. 高齢者虐待防止の推進
5. 施設系サービスにおける口腔衛生管理の 強化
6. 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
7. 事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化

# 1. 感染症対策の強化：感染症の予防及びまん延防止の措置



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

## 【居宅サービス事業所】

- ・ 委員会の開催（半年に1回以上）
- ・ 指針の整備
- ・ 研修の実施  
年1回以上
- ・ 訓練の実施  
年1回以上



# 1. 感染症対策の強化：感染症の予防及びまん延防止の措置



## 【介護保健施設等】

- ・ 委員会の開催（3か月に1回以上）
- ・ 指針の整備
- ・ 研修の実施  
年2回以上
- ・ 訓練の実施  
年2回以上

## 2. 業務継続に向けた取組の強化



- ・業務継続計画（BCP）の策定

- ・研修の実施

  - 入所系施設：年2回以上

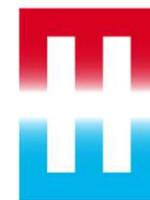
  - 上記以外：年1回以上

- ・訓練の実施

  - 入所系施設：年2回以上

  - 上記以外：年1回以上

### 3. 認知症介護基礎研修の受講の義務付け



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

- ・ 認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

## 4. 高齢者虐待防止の推進

- ・ 虐待防止検討委員会の開催（定期的）
- ・ 指針の整備
- ・ 研修の実施
  - 入所系施設：年2回以上
  - 上記以外：年1回以上
- ・ 担当者の設置

## 5. 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

- ・ 歯科医師が介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行う  
年2回以上
- ・ 口腔衛生計画を作成し、必要に応じて定期的な見直す。

## 6. 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実



- ・ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、多職種が協働して、入所者ごとの栄養ケア改革を作成する
  - ・ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行う
  - ・ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価
- 基準を満たさない場合は減算となる

## 7. 事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化



- ・訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」の適用時期の猶予措置が終了



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
－ 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介護保険最新情報

今回の内容

令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）  
計3枚（本紙を除く）

Vol.1174

令和5年10月4日

厚生労働省老健局  
高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3960）  
FAX：03-3595-3670

## 令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

### 1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

### 2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

### 3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

### 4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

### 5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

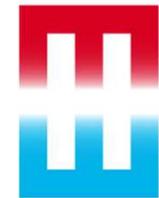
### 6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

### 7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

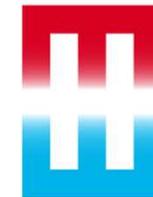
事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

## 2 令和6年度介護報酬改正により導入された減算規定について



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

1. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
2. 高齢者虐待防止の推進
3. 身体的拘束等の適正化の推進



# 1. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】
<b>単位数</b>	
<現行> なし	<改定後> <b>業務継続計画未実施減算</b> <b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） <b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） <small>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</small>
<b>算定要件等</b>	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</li><li>・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</li></ul> <small>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</small> ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。



## 2. 高齢者虐待防止の推進



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

### 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</li><li>○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。</li></ul>
<b>単位数</b>	
<現行> なし	<改定後> <b>高齢者虐待防止措置未実施減算</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
<b>算定要件等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li><li>・ 虐待の防止のための指針を整備すること。</li><li>・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</li><li>・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li></ul></li></ul>

49

### 3. 身体的拘束等の適正化の推進



元気、  
美味しい、  
暮らしやすい  
ENERGY OF PEACE  
ひろしま

#### 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

<b>概要</b>	【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】
<p>○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p> <p>イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】</p>	
<b>基準</b>	<p>○ 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</li><li>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li><li>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</li></ul> <p>○ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</li><li>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</li></ul>



### 3 令和6年度介護報酬改正事項への質問について



- ・ 令和6年度介護報酬改正に関連した質問は、原則として、県のホームページに掲載する質問様式に記載の上、電子メールにより県へ提出することにより行ってください。
- ・ 電子メールが使用できない事業所等については、FAXによる質問を行ってください。
- ・ 厚生労働省から回答があり次第、県のホームページに回答を掲載します。